

第1章 串間市農業振興基本計画について

第1節 基本計画策定の趣旨と課題

1. 計画策定の趣旨

わが国の農業は、農畜産物の輸入の増大や先行き不透明な社会経済情勢により、消費の減少が進み、また農畜産物価格の低迷により、農業所得は大幅に減少している。

このような状況の中において、農業・農村を取り巻く環境は、担い手不足の深刻化、遊休農地の増大、集落の活力低下といった、慢性的な問題を抱えており、これらの社会情勢の変化に的確に対応し、将来を見据えた農業の実現が強く求められている。

そのためには、本市の自然条件や資源を生かした農業の振興方向を再検討し、計画的で効率的な投資を行うため、農業の各部門における生産者、関係機関・団体が一体となった施策の展開が必要である。

前計画は平成18年5月に策定され、平成22年を目標とする5年計画（中期）と平成27年を目標とする10年計画（長期）となっていたが、平成22年3月に策定された国の「食料・農業・農村基本計画」により、大幅な政策転換が示されたことや、本市の新たな第五次長期総合計画が平成23年3月に策定されたことなどから、これらを踏まえ本計画は、平成27年を目標とする5年計画（中期）と平成32年を目標とする10年計画（長期）として改めて策定する。

2. 農業の現状と課題

本市の農業は、沿海水田地帯と中間畑地帯に大別され、沿海水田地帯においては、早期水稻を基幹に露地野菜、施設園芸、果樹などの複合経営が行われている。中間畑地帯においては、食用甘藷を中心に、果樹、肉用牛等の複合経営及び茶、酪農の専業経営が行われ、米生産に頼らない農業経営が確立されており、今日まで本市の米の生産数量目標の達成に貢献してきている。

このような状況において本市の農業を取り巻く環境は、近年の急速な少子・高齢化の進行に伴い、農業従事者の高齢化や担い手、農業後継者の減少などにより、農地において耕作放棄地や耕作不利地の遊休化が進んでいる。

一方国内においては、食料自給率の低迷や食の安全・安心等の観点から、農林水産業や農山漁村の潜在力に対する期待の高まりもあり、近年国産農産物や、農業・農村への関心が高まってきている。

しかしながら現況の農業経営自体は、その年ごとの自然的な要因はもちろんのこと、近年の地球温暖化等による異常気象や経済の低迷による消費の減退、生産コストの上昇など様々な要因に常に左右され、所得確保が不安定な状況となっている。

そのため国は、平成22年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、その中で、食料自給率50%の目標に向けた取組、戸別所得補償制度の導入や、農業・農村の6次産業化等による所得の増大により、意欲ある多様な農業者の育成・確保をするなど、大幅な政策転換が示されている。それらを踏まえ、これからの本市農業の振興を図る上では、これらに対応した生産基盤の再整備を始め、足腰の強い産地づくりや流通体制の再構築など、多くの課題を解決する必要がある。

3. 第五次串間市長期総合計画との関連

第五次串間市長期総合計画は、「豊かな自然とともに 生きる喜びにあふれる 協働と交流のまち 串間」を目指す将来都市像として定め、本市のまちづくりの最も基本的な指針として、平成23年度から平成32年度を目標とする長期計画である。

串間市農業振興基本計画は、平成23年度から5年後の中期計画と10年後の長期計画としているため、第五次串間市長期総合計画における基本目標4「みんなでつくる、元気でにぎやか・くしま」産業経済分野（4-1 農林水産業の振興）との整合性を十分考慮し、今回全面見直しを行い策定した。

第2章 農業の現状と見通し

第1節 地域の概要

1. 自然的条件

本市は、九州の南東端、宮崎県の最南部で宮崎市の南南西約 70km の場所に位置し、東は日向灘、南は志布志湾に臨み、都城市・日南市及び鹿児島県志布志市と隣接している。面積は 294.98k m² で、県の総面積の 3.8% を占めている。

市内には二つの山脈が走り、一つは北から南に龍口・笠祇等の連山がそびえ、その北部一帯は、豊かな山林に包まれ、森林資源の宝庫をなしている。

市中央を貫流する福島川・善田川は水量が豊かであり、都井川は南へ、市木川は東の太平洋に注ぎ、それぞれの流域に肥沃な耕地を有している。地質は河川流域に広がる平坦地帯が第4紀層の沖積層であり、埴壤土が分布し肥沃で生産性が高く、山間地域の傾斜地は第3紀層からなっている。台地は火山灰土壌で形成されており農作物などの育成に適している。

過去5年間の年平均気温 17.8℃、年平均降水量 2,482mm、年平均日照時間 2,048 時間と温暖、多照、多雨の気象条件に恵まれているが、近年においては温暖化による高温障害や豪雨等の異常気象による被害も少なくない。

農畜作物の被害については、近年、野猿や猪を主とした鳥獣害が深刻化している。また、桜島や新燃岳による降灰被害など、本市農業を振興する上での課題の1つとなっている。

年次	項目	気 温 (℃)			平均風速 (m/s)	降水量 (mm)	日照時間 (時間)
		平均	最高	最低			
H18		17.9	35.7	-4.7	2.5	2,233	1,852.2
H19		18.1	35.6	-4.8	2.4	2,609	2,221.0
H20		17.5	36.0	-3.8	2.3	2,586	2,122.0
H21		17.8	34.7	-2.5	2.2	1,888	2,121.0
H22		17.9	33.6	-2.7	2.3	3,093.5	1,922.2
	1月	7.8	20.6	-2.7	2.2	74	174.2
	2月	11.4	22.1	-1.1	2.2	217	131.5
	3月	12.7	24.9	-1.9	2.7	291	149.8
	4月	15.3	24.7	3.0	2.4	402.5	133.4
	5月	20.0	27.1	8.1	2.2	182	196.2
	6月	22.8	31.3	13.9	2.4	847.5	94.8
	7月	26.7	33.6	20.4	2.2	563.5	163.0
	8月	28.2	32.3	25.2	2.7	154	229.2
	9月	25.9	30.6	22.4	2.2	56.5	204.1
	10月	20.5	25.0	16.8	2.0	142	130.3
	11月	14.0	19.7	9.0	1.6	57	167.9
	12月	9.7	14.9	4.5	2.2	106.5	147.8

(資料：気象統計情報：気象庁串間観測所)

■串間 平年値（年・月ごとの値） 主要要素

要素	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
統計期間	1979～ 2000	1979～ 2000	1979～ 2000	1979～ 2000	1979～ 2000	1985～ 2000
資料年数	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	16.0
1月	67.0	7.5	12.7	2.4	1.9	165.7
2月	100.9	8.4	13.3	3.5	2.1	156.3
3月	186.6	11.7	16.1	7.0	2.2	139.7
4月	222.9	15.9	20.4	11.2	2.0	160.7
5月	214.9	19.4	23.7	15.1	1.8	171.4
6月	382.0	22.7	26.2	19.4	1.8	121.9
7月	314.3	26.3	29.9	23.2	1.9	195.6
8月	259.6	26.7	30.5	23.4	1.9	204.4
9月	261.5	24.1	28.3	20.5	1.9	156.2
10月	128.6	19.3	24.2	14.9	1.9	175.1
11月	96.6	14.4	19.5	9.6	1.7	156.3
12月	52.3	9.1	14.8	3.8	1.7	175.6
年	2287.1	17.1	21.6	12.8	1.9	1981.7

(資料：気象統計情報：気象庁串間観測所)

2. 社会経済的条件

本市は、宮崎県の経済・文化の中心である宮崎市から遠隔にあり、また東京、名古屋、大阪圏域等の大消費地からも遠隔地にあるため、立地的には不利な条件にある。農畜産物の輸送手段としては、一部フェリーや空輸があるものの、トラック輸送が主流となっており、輸送路として、広域農道（黒潮ロード）の完成により日南・宮崎までは時間が短縮された。しかし、大消費地である都市圏域までは、田野及び都城ICからの高速道路しか利用出来ないため、特に流通面において、時間的・コスト的なハンディを负っている。

本市には、「JAはまゆう」と「JA串間市大束」の2つの農業協同組合があり、「JAはまゆう」は、平成に入ってから農協合併により、隣接する日南市全域と本市内の福島・北方・本城・都井・市木地区管内をカバーする広域型の農協で、早期水稻や施設園芸、露地野菜、畜産等を中心に経営展開が行われている。

「JA串間市大束」は、大束地区（旧大束村）管内をカバーする農協で本市の基幹作物である食用甘藷を中心に農協設立当初から形態が維持されており、県内でも単一農協として規模は小さいながらも特色のある経営展開が行われている。

第2節 農業

1. 農業の現状

(1) 串間市農業の位置付け

2010年農林業センサスの結果によると、本市の総農家数は、宮崎県の3.3%(11位)、経営耕地面積は4.7%(7位)と、近年の市町村合併等が要因で順位が後退しているものの、主業農家数は5.4%(5位)と前回センサス時よりも高くなっている。さらに販売農家に占める主業農家の割合は50.5%であり、全国平均の14.2%を大きく上回っている。

販売農家1戸当たりの経営耕地面積は、204.6aで県平均と全国平均を上回っている。

第54次宮崎県農林水産統計年報（農林水産省統計部「生産農業所得統計」）によると、農業産出額は、宮崎県の3.6%を占め、県内第6位となっており、1戸当たりの生産農業所得は、県及び全国平均を大きく上回っている。

しかしながら、本年報については、平成18年及び平成18年度の数値であり、平成19年以降については、市町村別のデータが示されていないため、今後は、本市独自での取りまとめを行い、本市農業の振興を行う。

■宮崎県における本市農業

	単位	串間市	宮崎県	全国	市/県
総農家数	戸	1,499	45,804	2,527,948	3.3
うち販売農家数	戸	1,126	30,958	1,631,206	3.6
主業農家数	戸	569	10,620	359,720	5.4
農家就業人口	人	2,421	57,076	2,605,736	4.2
経営耕地面積	ha	2,365	50,057	3,631,585	4.7
うち田	ha	1,224	26,410	2,046,267	4.6
うち畑	ha	1,141	23,647	1,585,318	4.8
一戸当たり経営耕地面積(総農家)	a	158	109	133	144.9
〃(販売農家)	a	205	152	196	134.8
農業産出額	億円	114	3,211	86,321	3.6
生産農業所得	億円	42	962	31,378	4.3
一戸当たり生産農業所得	千円	2,406	1,898	1,102	126.7
耕地面積10a当たり	千円	130	138	67	94.2

(資料：2010年農林業センサス、第54次宮崎県農林水産統計年報)

※主業農家：農家収入>農外収入かつ65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
 準主業農家：農家収入<農外収入かつ65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
 副業的農家：65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家

(2) 農業・農村整備の現状と今後の課題

本市はこれまで土地生産性の向上や優良農地の確保、経営規模の拡大等を図るため、ほ場整備、用排水路整備、農道整備等の生産基盤整備に務めてきたが、高齢化や農業従事者の減少に伴い、農業用施設の老朽化や遊休農地・耕作放棄地等は年々増加傾向にある。市内農地の整備率は、水田、畑において、宮崎県内や九州管内平均より低い状況にあり、今後、担い手の育成・確保を図る上で区画整備が必要となっているため、土地基盤の再整備に積極的に取り組む。特に沿海水田地帯の水田は、旧区画整備であるため、乾田化を含めた再区画整備の推進を行う。

農村整備については、集落道整備、営農飲雑用水整備や農業集落排水整備などの生活環境整備に取り組み、農業・農村の形成に一定の役割を果たしてきた。

しかし、近年の農業・農村を取り巻く環境は、少子・高齢化の進行や農業従事者の高齢化、担い手不足等に加え、混住化が進行し、本来の農村集落の持つ自然環境の保全や、伝統文化の継承など多面的機能が発揮出来ない状況にある。

このため今後は、農村集落機能の維持や環境に配慮した農村づくりが課題となっている。

■20a以上に整備された水田・畑の状況（平成13年度現在）

水 田		畑	
整備面積	整備率	整備面積	整備率
290ha	16.9%	513 ha	35.7%
宮崎県の整備率		九州の整備率	
田 37%	畑 54.6%	田 54.4%	畑 55.6%

（資料：第4次土地利用基盤整備基本調査）

2. 農家戸数及び農業就業人口

2010年農林業センサスによると、総農家戸数及び農業就業人口は、年々減少しており、今後も農業従事者の高齢化や、農業後継者不足によりこの傾向は続くと考えられる。

しかしながら専業農家数は、618戸で、前回の2005年農林業センサス時と同数となっており、本市の農業の担い手である専業農家数については、維持されている状況にあるといえる。また、農業従事者年齢が平均年齢61.2歳と県内では一番若いものの、農業従事者の高齢化が進行している状況である。

今後も本市農業の安定的かつ将来的な振興を図るためには、経営感覚に優れた認定農業者の育成・確保やUターン、新規就農者等の受け入れ体制の整備を行うとともに、集落営農組織の育成を行うことが大変重要である。

このことから、平成32年の担い手農家の目標として、専業農家600戸と認定農業者400戸の維持確保に努める。

■農家戸数の見通し

単位：戸、人

区分	年度	推 移			見通し		年伸び率 (%)				
		H12	H17	H22	H27	H32	H17/H12	H22/H12	H27/H12	H32/H12	
総農家戸数		1,922	1,734	1,499	1,380	1,300	90.2	78.0	71.8	67.6	
販売農家数		1,547	1,350	1,126	1,030	950	87.3	72.8	66.6	61.4	
	専 業	638	618	618	600	600	96.9	96.9	94.0	94.0	
	兼 業	909	732	508	430	350	80.5	55.9	47.3	38.5	
	I種	387	296	227	180	150	76.5	58.7	46.5	38.8	
	II種	522	436	281	250	200	83.5	53.8	47.9	38.3	
自給的農家数		375	384	373	350	350	102.4	99.5	93.3	93.3	
認定農業者		193	285	385	400	400	147.7	199.5	207.3	207.3	
販売農家	農業就業人口	男	1,553	1,397	1,243	1,100	1,000	90.0	80.0	70.8	64.4
		女	1,692	1,402	1,178	1,100	1,000	82.9	69.6	65.0	59.1
		計	3,245	2,799	2,421	2,200	2,000	86.3	74.6	67.8	61.6
	基業幹従的事業者	男	1,308	1,173	1,118	1,050	1,000	89.7	85.5	80.3	76.5
		女	1,286	1,060	974	900	850	82.4	75.7	70.0	66.1
		計	2,594	2,233	2,092	1,950	1,850	86.1	80.6	75.2	71.3

(資料：農林業センサス、農政企画課調べ)

■農業就業人口の年齢別構成

単位：上段 人、下段 (%)

年齢 年	15～ 19	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65～ 69	70～ 74	75 以上	計
H12	121 (4)	60 (2)	40 (1)	66 (2)	134 (4)	195 (6)	245 (8)	239 (7)	267 (8)	444 (14)	588 (18)	507 (16)	339 (10)	3,245人 (100)
H17	59 (2)	47 (2)	64 (2)	57 (2)	65 (2)	125 (4)	207 (8)	270 (10)	239 (9)	274 (10)	393 (14)	510 (18)	489 (17)	2,799人 (100)
H22		143 (6)		66 (3)	66 (3)	80 (3)	141 (6)	220 (9)	270 (11)	256 (11)	266 (11)	323 (13)	590 (24)	2,421人 (100)
H27		120 (5)		50 (2)	65 (3)	65 (3)	80 (4)	140 (6)	220 (10)	270 (12)	255 (12)	265 (12)	670 (30)	2,200人 (100)
H32		95 (5)		50 (3)	50 (3)	65 (3)	65 (3)	80 (4)	140 (7)	220 (12)	270 (14)	255 (13)	610 (32)	1,900人 (100)

(資料：農林業センサス)

■販売農家世帯主の年齢別構成 別表1

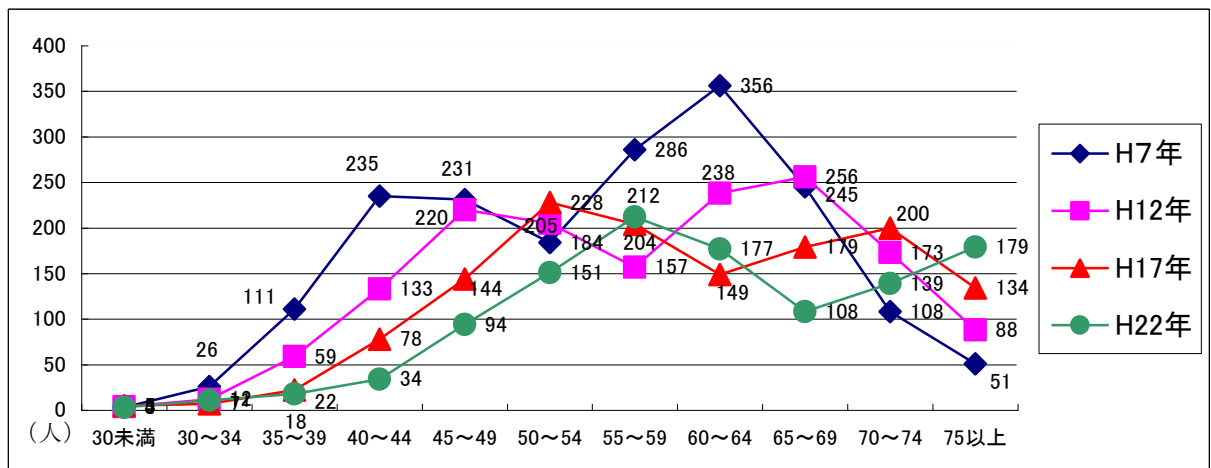
単位：上段 戸、下段 (%)

年齢 年	30歳 未満	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65～ 69	70～ 74	75歳 以上	計
H12	4 (0)	12 (1)	59 (4)	133 (9)	220 (14)	205 (13)	157 (10)	238 (15)	256 (17)	173 (11)	88 (6)	1,547 (100)
H17	5 (0)	7 (0)	22 (2)	78 (6)	144 (11)	228 (17)	204 (15)	149 (11)	179 (13)	200 (15)	134 (10)	1,350 (100)
H22	10 (1)	30 (2)	30 (2)	50 (4)	60 (5)	100 (8)	150 (13)	200 (17)	200 (17)	200 (17)	170 (14)	1,126 (100)
H27	10 (1)	10 (1)	30 (3)	30 (3)	50 (5)	60 (6)	100 (10)	150 (15)	200 (19)	200 (19)	190 (18)	1,030 (100)
H32	10 (1)	20 (2)	20 (2)	40 (4)	40 (4)	60 (6)	70 (7)	140 (15)	150 (16)	200 (21)	200 (21)	950 (100)

(資料：農林業センサス)

■販売農家世帯主の年齢別構成の推移

単位：人



3. 農用地面積

2010年農林業センサスにおける本市の経営耕地面積は、約2,365ha となっており、平成17年から平成22年までに、約60haの農地が耕作されていない状況となり、1年間に12haが減少している。

このような状況は、農家戸数の減少や担い手不足、農業従事者の高齢化等により耕作条件の悪い農地において、今後も進むものと思われる。

特に水田においては、米価が年々下落の傾向にあり、耕作条件の悪い農地においては遊休化が懸念されるため、農地の実態把握に努め、農地地図情報システムを構築することにより、担い手への流動化を推進し、基盤整備等の実施により優良農地の確保に努める必要がある。また、畑地においても山間部や耕作条件の悪い農地において、耕作放棄地が見られるため担い手への流動化を推進し、基盤整備の実施により農業の多面的機能の発揮と本市農業の振興を図る。

■農用地面積の現状と見通し

単位：a

区分 地区	平成7年			平成12年			平成17年		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
福島	31,760	23,012	54,772	29,705	21,643	51,348	25,538	21,387	46,925
大東	24,049	73,617	97,666	23,552	73,672	97,224	22,318	70,646	92,964
北方	30,524	16,591	47,115	30,493	17,064	47,557	27,635	16,618	44,253
本城	33,605	9,559	43,164	29,247	8,110	37,357	28,044	7,192	35,236
都井	7,556	1,718	9,274	6,816	1,267	8,083	5,612	978	6,590
市木	16,436	4,220	20,656	14,968	2,798	17,766	13,516	3,107	16,623
合計	143,930	128,717	272,647	134,781	124,554	259,335	122,663	119,928	242,591

区分 地区	平成22年			平成27年（見通し）			平成32年（見通し）		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
福島	23,890	18,663	42,553	23,000	20,000	43,000	23,000	20,000	43,000
大東	20,879	67,068	87,947	20,000	67,000	87,000	20,000	67,000	87,000
北方	29,133	18,045	47,178	25,000	15,000	40,000	25,000	15,000	40,000
本城	28,446	6,399	34,845	25,000	6,000	31,000	25,000	6,000	31,000
都井	5,907	1,015	6,922	4,800	800	5,600	4,800	800	5,600
市木	14,163	2,926	17,089	12,400	3,000	15,400	12,400	3,000	15,400
合計	122,418	114,116	236,534	110,200	111,800	222,000	110,200	111,800	222,000

(資料：農林業センサス)

4. 農業集落

農業集落では、農業従事者の高齢化等による農家戸数の減少により混住化が進行し、混住化率（農業集落内の総戸数に占める非農家戸数の割合）は82.8%に達している。特に、市街地に隣接している福島地区においてその傾向は顕著であり、逆に市木・大東地区においては混住化率は比較的低くなっており、農業集落機能が維持されていると考えられる。

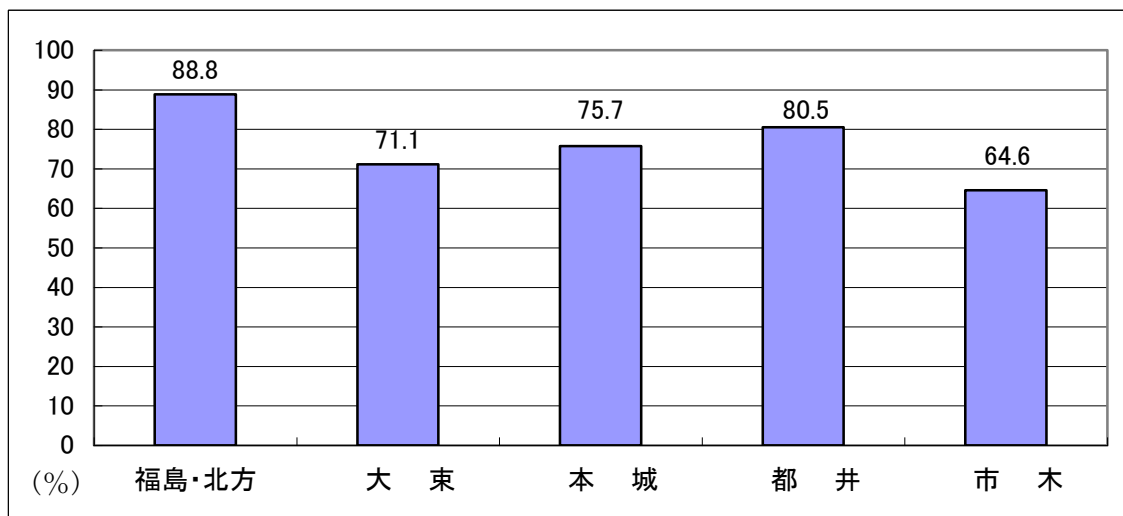
農業集落における混住化の進行は、農業生産の維持発展や郷土芸能等の伝承など、本来農業集落が持つ良さが薄れる傾向にあるため、集落の機能低下や土地改良施設の維持管理にも大きな影響を与えることから、非農家を含めた地域住民の共存共栄の理解を求め、農業集落の健全な発展を推進する。

■農業集落の現状

地区	区分	集落数	世帯数 (戸)	農家戸数		1集落当りの農家戸数 (戸)	混住化率 (%)
				総農家 (戸)	販売農家 (戸)		
福島		38	5,435	348	230	9.1	88.8
北方		25		256	196	10.2	
大東		46	1,382	399	328	8.6	71.1
本城		24	938	227	175	9.4	75.7
都井		11	520	101	64	9.1	80.5
市木		15	475	168	133	11.2	64.6
合計		159	8,749	1,499	1,126	9.6	82.8

(資料：2010年農林業センサス、H21年10月1日「現住人口調査」)

■地区ごとの混住化率



第3節 農業の生産目標

1. 育成すべき経営体

本市の市民1人当たりの所得は、平成20年度には1,800千円で、1世帯当たりは4,321千円となっており、県内でも低い状況となっている。

このような状況の中において、農業者が効率的、安定的な農業経営を確立し、他産業並みの所得を確保するため、認定農業者の目指す指標として、農業所得500万円以上、年間労働時間2,000時間以内を設定している。

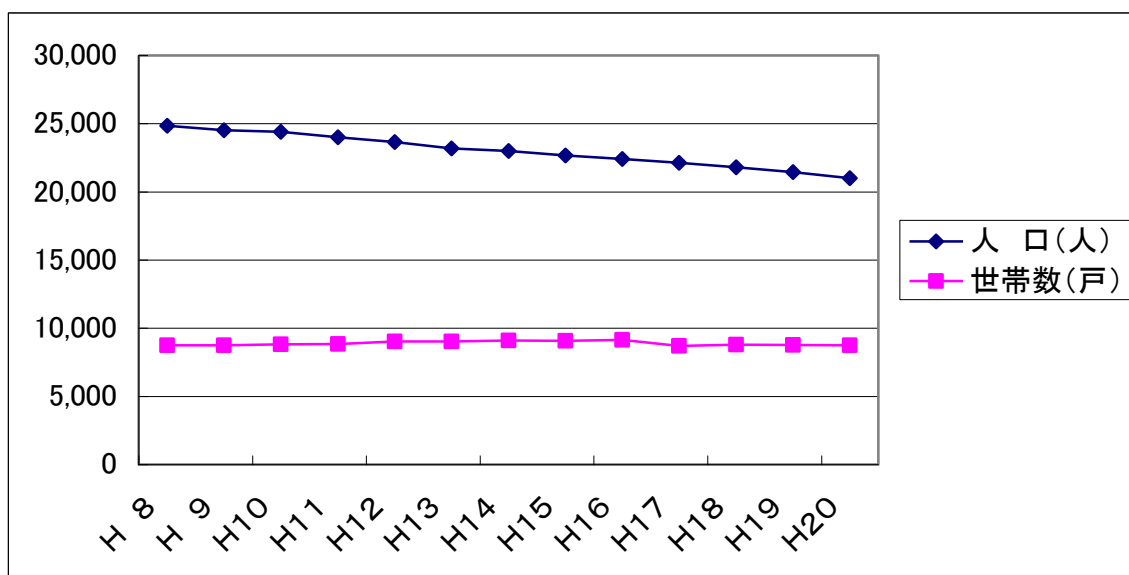
農業所得については、500万円以上を達成することが困難な場合がみられ、年間労働時間2,000時間以内についても、家畜飼養の場合など、難しい面がある。そのため、営農類型に応じた経営規模等や目標所得の見直しなど、本市の特色を生かした経営体の育成を行う。

■串間市の所得の推移

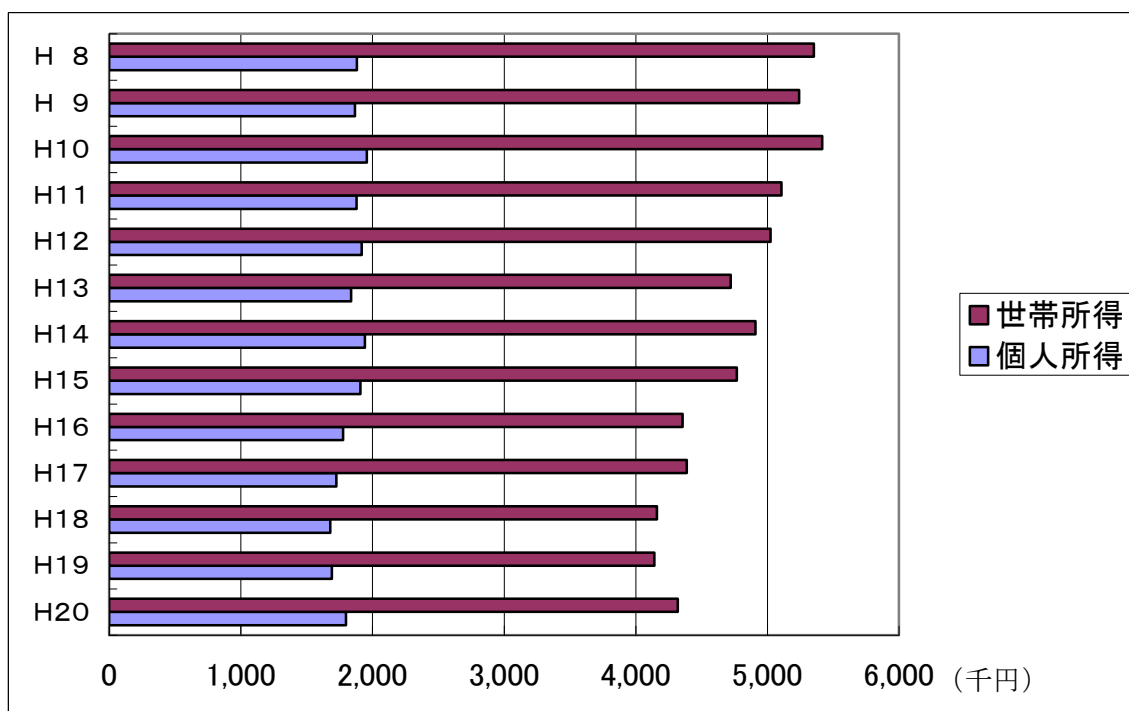
年	市民所得 (千円)	人口 (人)	世帯数 (戸)	世帯人員 (人)	個人所得 (千円)	世帯所得 (千円)
H 8	46,776,000	24,846	8,737	2.8	1,883	5,353.7
H 9	45,780,000	24,521	8,732	2.8	1,867	5,242.7
H10	47,763,000	24,388	8,817	2.8	1,958	5,417.1
H11	45,130,000	24,005	8,835	2.7	1,880	5,108.1
H12	45,354,000	23,647	9,024	2.6	1,918	5,025.9
H13	42,636,000	23,182	9,026	2.6	1,839	4,723.6
H14	44,648,000	22,994	9,091	2.5	1,942	4,911.2
H15	43,283,000	22,674	9,076	2.5	1,909	4,768.9
H16	39,796,000	22,397	9,132	2.5	1,777	4,357.8
H17	38,170,000	22,118	8,700	2.5	1,726	4,387.3
H18	36,610,000	21,796	8,795	2.5	1,680	4,162.5
H19	36,281,000	21,448	8,759	2.4	1,692	4,142.1
H20	37,814,000	21,005	8,751	2.4	1,800	4,321.1
H21	—	20,683	8,749	2.4	—	—
H22	—	20,457	8,417	2.4	—	—
H27	—	19,020	7,960	2.3	—	—
H32	—	17,190	7,380	2.3	—	—

(資料：現住人口調査、国勢調査、平成20年度宮崎県の市町村民所得)

■人口と世帯数の推移



■個人所得・世帯所得の推移



2. 農業の生産目標

本市の農業は、今日まで食用甘藷を基幹作物として、畜産、早期水稻、施設・露地園芸、葉たばこ、茶などの振興を図ってきた。

これまでの生産目標については、農林水産省統計部「生産農業所得統計」における、市町村別の農業産出額（農業粗生産額）を基に、生産目標を設定してきたが、平成18年以降については、市町村別のデータが公表されないため、今後は、本市独自で把握できるJA等を中心とした農畜産物の販売額等を基に、生産目標の設定を行うこととする。

そのため、前計画との生産目標数値とは大きく異なる部分も出てくるが、基準値の根拠を明確にし、今後比較対照のできるデータづくりに努める。

平成21年の本市の農業生産額（販売額）の内訳は、野菜の44.6億円(45.6%)をはじめとして、畜産の32.7億円(33.4%)、果樹の7.2億円(7.4%)、水稻（早期米）の7.0億円(7.2%)で、その他のものを含め、本市全体の総販売額は98億円となる。

これまでの計画の目標数値等とは基礎データが異なるため、安易に比較はできないが、畜産を除き、価格の低迷や生産コストの上昇により、近年、本市全体での生産額（販売額）や農家所得が大幅に減少しているのは明らかである。

このような状況において、今後の農業振興を図るためには農業者戸別所得補償制度等を活用した施策の展開が必要となるほか、土地利用型農業においては農地の集約化を図りながら、さらなる規模拡大を推進するとともに、施設型においても経営規模の拡大や周年栽培等の推進を行う。

平成27年、平成32年における農業の生産目標については、今後の人口予測により、農家戸数・人口も減少すると考えられるが、現状の生産規模（面積等）については、今後も維持すべきであると考え、農業生産目標を次表のとおり設定する。

なお、生産量や生産額については、実際はその年の気象条件や、市場価格の動向、また畜産においては家畜伝染病等に大きく左右されるが、その影響は受けないものとして算出する。

水稻については、今後も国の所得補償制度が継続され、需給過剰の傾向や生産調整が続くものと想定し、生産面積を縮小して設定する。

畜産については、これまで生産者数は減少しているものの、規模拡大が進んだことにより市全体での飼養頭数や販売額については維持、微増となっており、上向きの目標を設定することとする。

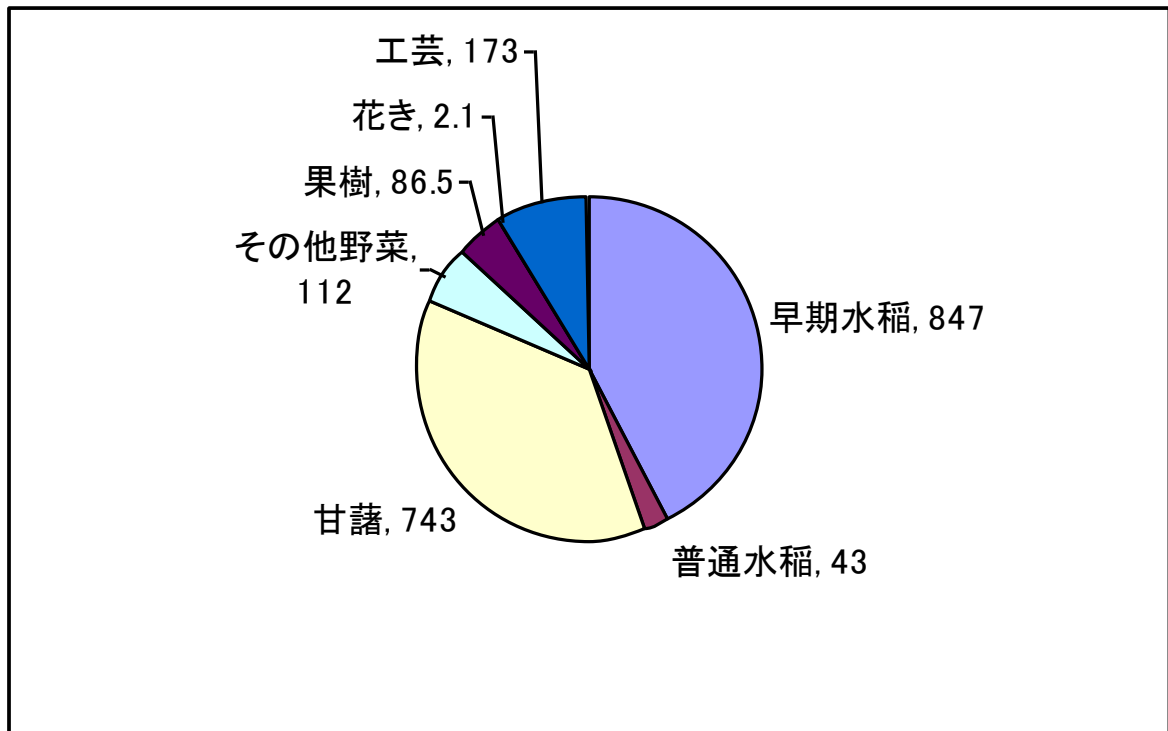
さらに今後、本市で生産される農畜産物を、農商工連携や6次産業化を推進し実現化することで、農家所得の増大が想定されるが、この生産目標には反映させていない。

年 次			基準年(平成21年)			目標年(平成27年)		
作 目			面 積	生 産 量	販 売 額	面 積	生 産 量	販 売 額
			(ha, 頭, 羽)	(t, 千本, 頭, 羽)	(百万円)	(ha, 頭, 羽)	(t, 千本, 頭, 羽)	(百万円)
作物	水稻	早 期	847	4,380	702	805	3,864	500
		普 通	43	178	—	40	160	—
		計	890	4,558	702	845	4,024	500
野菜	特産野菜	食用甘藷	743	18,655	2,866	783	19,600	3,018
		ご ぼ う	75	583	369	77	598	385
		オ ク ラ	10	299	185	8	278	169
		キ ュ ウ リ	13	1,930	627	13	1,719	587
		ピ ー マ ン	7	787	358	7	859	363
		スイートコー ン	7	38	11	6	43	14
		その他野菜	—	—	51	—	—	46
		計	855	22,292	4,467	894	23,097	4582
果樹	露地	温州みかん (根域・マルチ含む)	22.8	187	34	17.3	169	39
		ポンカン	9.4	196	30	8.0	160	24
		キンカン	21.5	260	61	20.0	240	56
		日向夏	0.8	17	4	0.8	17	4
		小 計	54.5	660	129	46.1	586	123
	施設	キンカン	21.8	612	385	22.6	635	400
		マンゴー	5.5	39	146	8.3	80	270
		日向夏	2.2	57	25	1.8	47	21
		不知火	0.3	5	6	0.3	5	6
		せとか	0.2	2	1	0.2	2	1
		小 計	30.0	715	563	33.2	769	698
	その他果樹	2.0	59	30	1.9	52	27	
計	86.5	1,434	722	81.2	1,407	848		
花き	切 花	2.1	2,203	67	1.9	2,200	67	
	苗 物	—	—	—	—	—	—	
	計	2.1	2,203	67	1.9	2,200	67	
工芸	葉たばこ	85	189	374	27	67	134	
	茶	88	277	187	88	295	236	
	計	173	466	561	115	362	370	
畜産	肉用牛	子	3,894	3,249	1,174	4,000	3,330	1,322
		肉	2,283	1,731	1,052	2,300	1,770	1,416
	乳用牛	子	—	310	18	—	310	18
		乳	453	3,160	320	450	3,160	316
	豚	567	9,210	270	570	9,250	280	
	ブロイラー	232,500	890,409	441	232,500	890,000	440	
	計	—	—	3,275	—	—	3,792	
合 計	—	—	9,794	—	—	10,159		

年次			目標年（平成32年）			対比(H27/H21)		対比(H32/H21)	
作目			面積	生産量	販売額	面積	販売額	面積	販売額
			(ha, 頭, 羽)	(t, 千本, 頭, 羽)	(百万円)	(%)	(%)	(%)	(%)
作物	水稲	早期	790	3,800	—	95.0%	—	93.3%	—
		普通	35	140	—	93.0%	—	81.4%	—
		計	825	3940	480	94.9%	71.2%	92.7%	68.4%
野菜	特産野菜	食用甘藷	775	19,400	2,987	105.4%	105.3%	104.3%	104.2%
		ごぼう	74	575	370	102.7%	104.3%	98.7%	100.3%
		オクラ	6	208	127	80.0%	91.4%	60.0%	68.6%
		キュウリ	13	1,719	587	100.0%	93.6%	100.0%	93.6%
		ピーマン	7	859	363	100.0%	101.4%	100.0%	101.4%
		スイートコーン	5	40	13	85.7%	127.3%	71.4%	118.2%
		その他野菜	—	—	47	—	90.2%	—	92.2%
		計	880	22801	4494	104.6%	102.6%	102.9%	100.6%
果樹	露地	温州みかん (根域・マルチ含む)	17.3	169	39	75.9%	114.7%	75.9%	114.7%
		ポンカン	6	120	18	85.1%	80.0%	63.8%	60.0%
		キンカン	19	228	53	93.0%	91.8%	88.4%	86.9%
		日向夏	0.8	17	4	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		小計	43.1	534	114	84.6%	95.3%	79.1%	88.4%
	施設	キンカン	22.6	635	400	103.7%	103.9%	103.7%	103.9%
		マンゴー	11	85	287	150.9%	184.9%	200.0%	196.9%
		日向夏	1.8	47	21	81.8%	84.0%	81.8%	84.0%
		不知火	0.3	5	6	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		せとか	0.2	2	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	小計	35.9	774	715	110.7%	124.0%	119.7%	127.0%	
その他果樹	1.9	52	27	95.0%	90.0%	95.0%	90.0%		
計	80.9	1360	856	93.9%	117.5%	93.5%	118.6%		
花き	切花	1.9	2,200	67	90.5%	100.0%	90.5%	100.0%	
	苗木	—	—	—	—	—	—	—	
	計	1.9	2200	67	90.5%	100.0%	90.5%	100.0%	
工芸	葉たばこ	27	67	134	31.8%	35.8%	31.8%	35.8%	
	茶	88	295	236	100.0%	126.2%	100.0%	126.2%	
	計	115	362	370	66.5%	66.0%	66.5%	66.0%	
畜産	肉用牛	子	4,100	3,420	1,454	102.7%	112.6%	105.3%	123.9%
		肉	2,300	1,770	1,416	100.7%	134.6%	100.7%	134.6%
	乳用牛	子	—	310	18	—	100.0%	—	100.0%
		乳	450	3,160	316	99.3%	98.8%	99.3%	98.8%
	豚	570	9,250	280	100.5%	103.7%	100.5%	103.7%	
	ブロイラー	232,500	890,000	440	100.0%	99.8%	100.0%	99.8%	
計			3,924		115.8%		119.8%		
合計					10,191		103.7%		104.1%

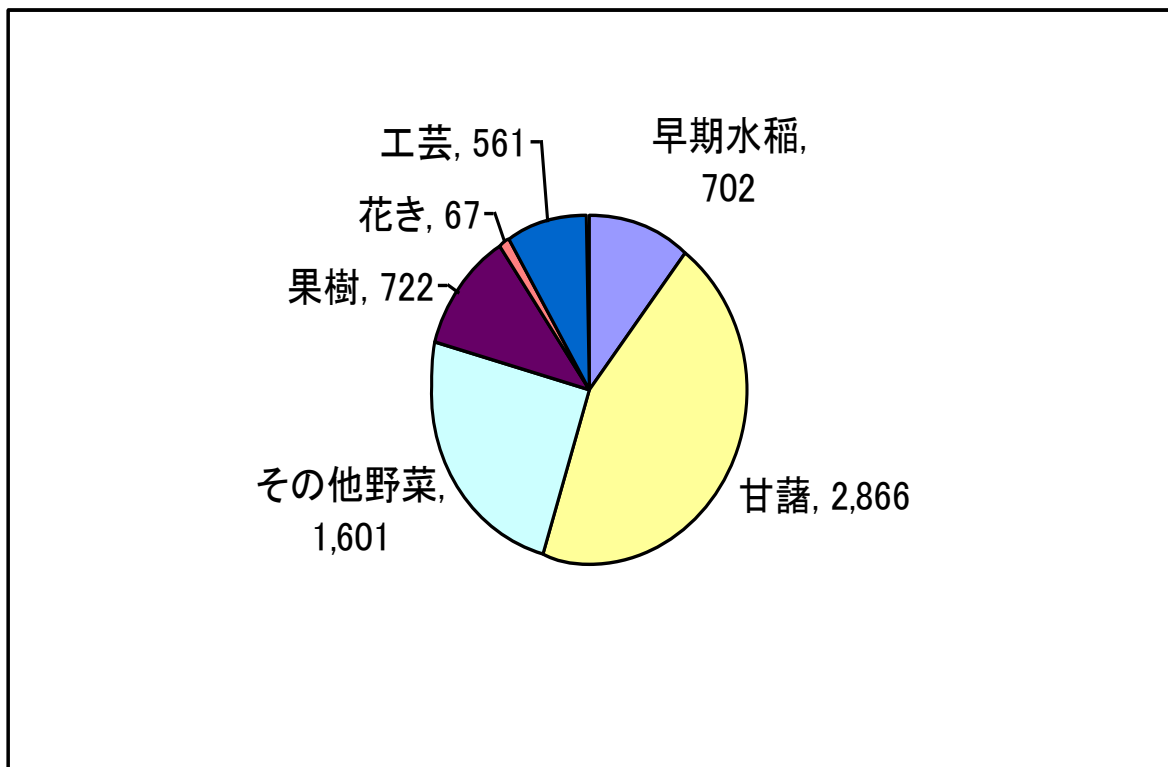
■平成21年度生産面積

単位：ha



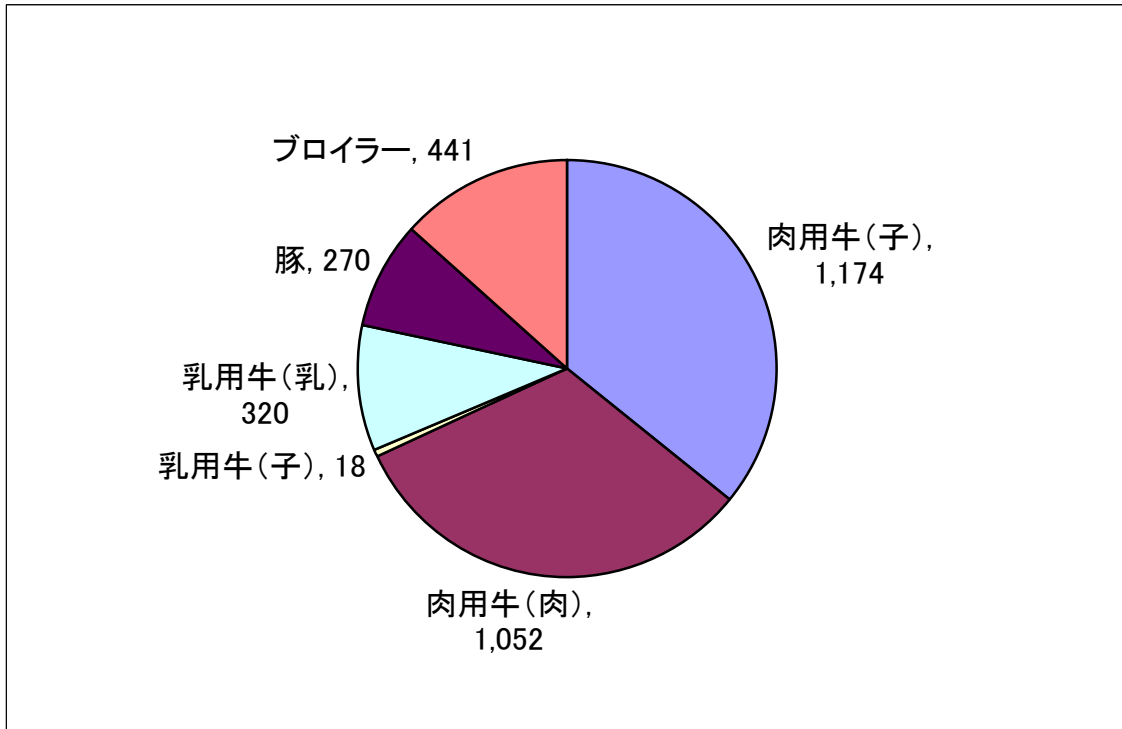
■平成21年度販売額

単位：百万円



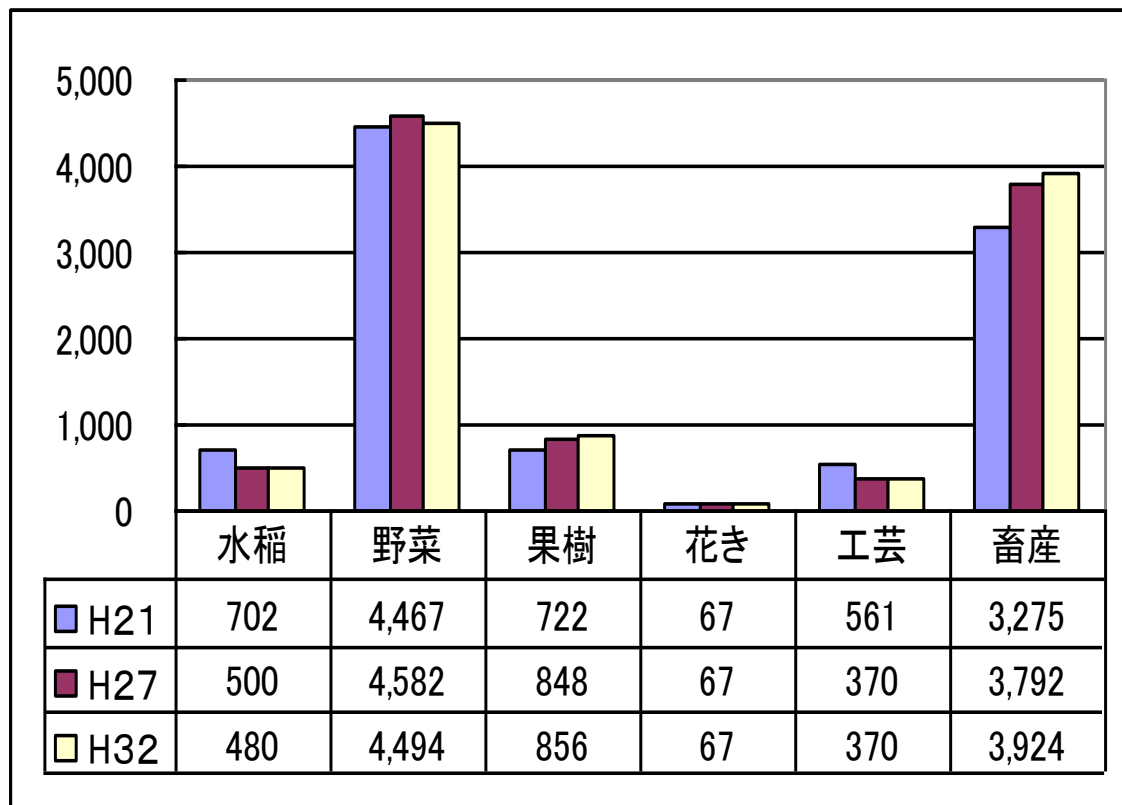
■平成 21 年度畜産販売額

単位：百万円



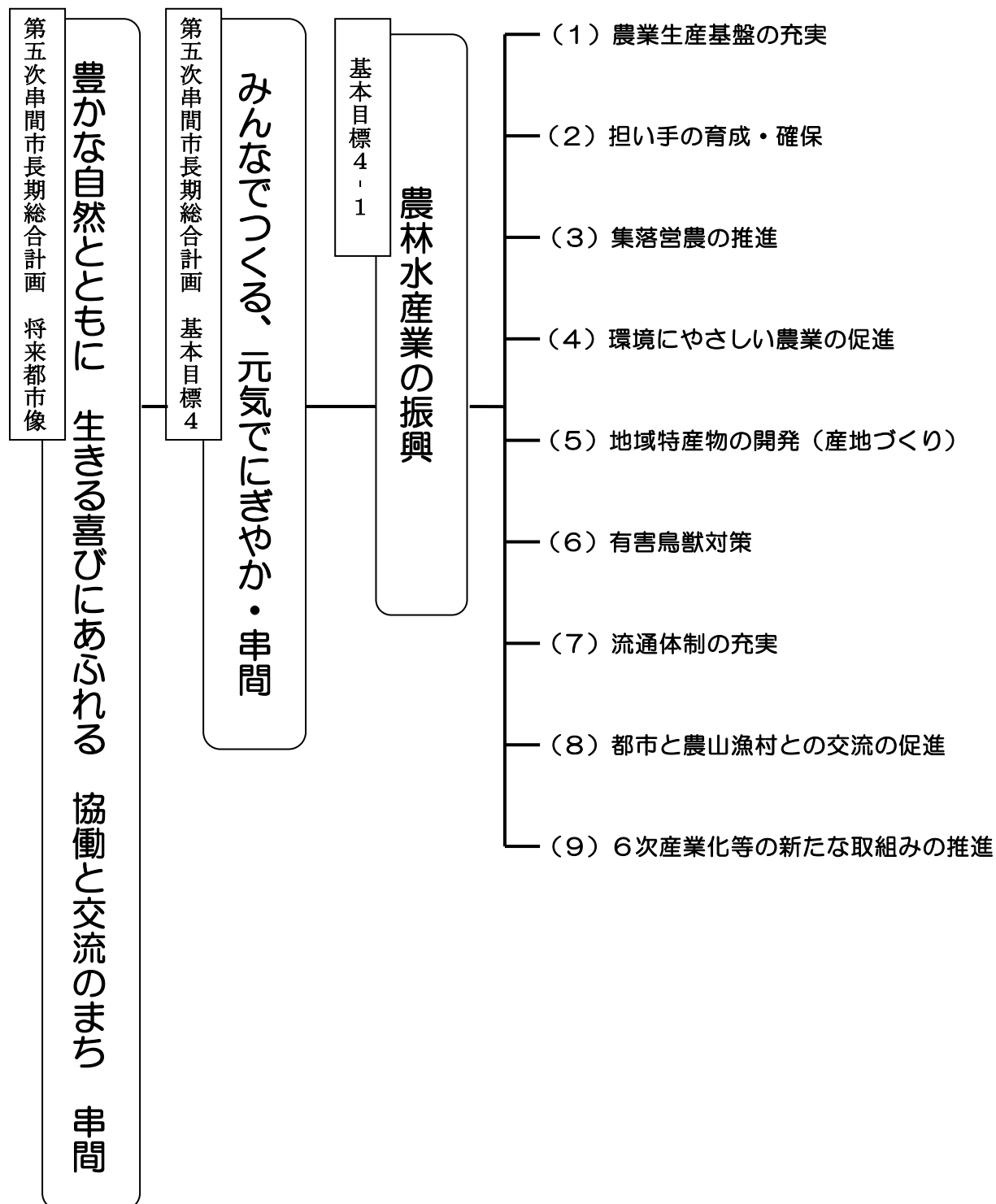
■農業生産販売額（主要品目）の目標

単位：百万円



第3章 農業振興の方向と施策

第1節 施策の展開



第2節 農業

1. 基本方針

農業を取り巻く環境については、近年の国際競争の激化や国内景気の低迷による食料の安定供給に対する不安や、担い手の減少・高齢化の進行などの課題に直面している。

一方、国においては、国産農産物への関心や農林水産業・農山漁村の潜在力に対する期待の高まりに、対応するため、平成22年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」に、国家の最も基本的な責務として、食料の安定供給を確保、食料・農業・農村政策を日本の国家戦略として位置づけ、「国民全体で農業・農村を支える社会の創造」を明記している。

そのため、これからの国・県の農業の政策や施策は、食料自給率の向上に重点を置いた農業者戸別所得補償を柱に展開されるとともに、意欲ある多様な担い手の育成に集中化され、そのための農地流動化による規模拡大の支援や、農商工連携、6次産業化による農家所得の増大等に大きく転換される。

また、平成23年度から本格的に実施された農業者戸別所得補償制度においては、食料自給率向上の観点から、これまでの水田のみならず、畑地における戦略作物（麦、大豆、そば、なたね等）にも支援されることとなり、今後、これらの施策に即した農業の展開を図る必要がある。

その施策の展開として、(1)農業生産基盤の充実、(2)担い手の育成・確保、(3)集落営農の推進、(4)環境にやさしい農業の促進、(5)地域特産物の開発（産地づくり）、(6)有害鳥獣対策、(7)流通体制の充実、(8)都市と農山漁村との交流の促進、(9)6次産業化等の新たな取り組みの推進、これらを重点施策とし、本市農業の振興に努める。

また、これらの施策の展開にあたり、関係機関・団体及び関係者相互間の十分な合意形成と協力体制の構築に努める。

2.具体的な施策の展開

■農業の振興

(1) 農業生産基盤の充実

<現状と課題>

本市農業を支える生産基盤については、補助事業等を活用して整備を進めてきたが、ハウス施設については、老朽化が進んでいる状況にある。また、台風による被害を受けやすく、台風時期をさけた栽培体系しか行えない状況もあり、作物の生産計画に影響を及ぼしている。土地基盤においても旧区画整理地が多く、再整備率が低いため大型機械の導入が出来ない状況にあり、担い手の育成に大きな障害になることが予想される。

これらは、少子高齢化による農業後継者の減少等が大きな要因の一つと考えられるが、その一方では農業機械等の大型化が進んだことにより、耕作したくても耕作できない農地も多くなってきている状況である。

そのため、遊休農地・耕作放棄地の解消については、基盤整備事業（農道・土地改良施設・農地の再整備）の取り組みが急務となっている。

このような状況の中で農業生産基盤の充実を図るためには、ハウス施設については、台風対策をはじめ、近年の集中豪雨時等の排水対策など、設置環境等に配慮した施設の導入が課題となっている。

しかしながら、ハウスの新設、建替え等は、現状では各種制度事業や、資金等を活用した取り組みで対応しているものの、建設資材等の高騰で、設備投資により農業経営が圧迫されることが懸念されることから、過剰投資とならないよう、経営分析による指導や、経営規模に応じた各種制度事業を活用した整備が必要である。また、土地基盤についても担い手育成や、作付する作物を考慮するとともに、農地の持つ多面的機能や自然生態系の維持に努めた整備が課題である。

<施策の展開>

ア. 担い手の育成・確保に配慮した生産基盤の構築

本市においては様々な農業経営が展開されており、その中で生産基盤であるハウスや牛舎などについては、補助事業等を活用しながら整備してきている。

今後も、担い手農家の後継者就農に伴う生産基盤の再整備、新規参入者の生産基盤整備などが予想されることから、積極的に補助事業等を活用しながら、担い手育成に配慮した生産基盤の整備を円滑に推進する。

イ. 土地改良施設の適正な利用・管理

ため池、頭首工、用排水路などの土地改良施設は、農業生産の安定化には必要不可欠なものであり、洪水防止や土砂崩壊防止などの多面的な機能も有している。

この土地改良施設の維持管理については、水利組合や土地改良区などで行われているが、高齢化等により維持管理が困難な状況となっているため、老朽化が進行し、台風や大雨等による災害が多発している状況にある。

このため、土地改良施設の維持管理を行う組織の育成を行い、農地・水保全管理支払交付金事業等の活用による支援を行うとともに、老朽化の進行している施設の更新などを計画的に行いながら、適正な維持管理に努める。

■土地改良施設の現状（H22 時点）

ため池	頭首工
79施設	53施設

（資料：農政企画課調べ）

ウ. 災害に強い土地基盤整備の推進

本市における土地基盤の整備については、昭和40年代から県営、団体営、農業構造改善事業等により整備してきているが、全体の整備率は35.9%と低く、特に旧耕地整理事業で整備された農地及び山間部の農地については道幅が狭く、小区画・不整形であることから、大型機械が利用できずに耕作放棄される農地が増加してきている。そのため、再整備を含め基盤整備が必要であるが、高齢農家や非農家等の理解が得られない状況であり、まず流動化を推進して農地の集積等を図り、その地域の特色を活かし、作物の状況に応じた土地基盤整備や土地改良施設の整備を推進する。

（2）担い手の育成・確保

＜現状と課題＞

これからの本市の農業を維持・発展させるためには、担い手の育成・確保が大変重要な課題となっており、その中心的担い手が認定農業者、集落営農組織、農業法人であり、これらを育成・確保する施策の展開が今後必要である。

認定農業者については、平成27年の目標400経営体に対して、平成22年3月末現在で416経営体を認定しており、新規の認定と併せ、更新の推進など現状の維持が必要である。また、本市農業においては、兼業農家等が本市農業を支える重要な担い手となっているため、今後とも認定農業者への推進と併せて支援が必要である。

新規就農者の育成・確保については、今日まで受入体制の整備が進んでいない状況にあるが、全ての課題解決においても、新規参入者や後継者の確保が重要であることから、国・県等と連携して、今後、希望者の受入から就農まで、一連の体制整備に取り組む必要がある。また、優良農地の確保と流動化については、担い手等に土地を集積するうえで、遊休農地・耕作放棄地の解消のためにも大変重要であることから、今後も農地法、農業経営基盤強化促進法に基づき、目標実現に向け、これまで以上に、農業委員会やJA等と連携した取組を行うことも必要である。

本市においても、過疎化や少子高齢化等による農村集落の人口減少や、混住化の進行等により集落の機能維持が失われつつある。

このような状況の中で、活力ある農村集落を再生するためには、本市の持つ自然的条件等を活かした施策の展開を行うことが課題である。

＜施策の展開＞

ア. 認定農業者と集落営農組織等の育成

これからの農業は、高度情報化の進展を始めとし、消費者志向に対応した経営の展開や、効率的かつ安定的な農業経営が必要となってきたため、情報等の提供やパソコンを活用した経営の研修、法人化を目指した研修会・講演会等の開催を行うとともに、経営改善や規模拡大を行うための制度事業や、資金活用等の積極的な支援を行う。また、これからの施策の展開が、認定農業者並びに集落営農組織に集中化されるため、その地域の特色を活かした認定農業者並びに集落営農組織及び農業生産法人等の育成を行う。

■認定農業者の推移と目標

単位：経営体

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H27	H32
個別経営	284	384	388	401	406	375	385	380
法人経営	1	4	7	9	10	10	15	20

(資料：農政企画課調べ)

■農業法人の推移と目標

単位：経営体

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H27	H32
農業生産法人	6	7	8	10	10	11	15	20
うち特定農業法人	0	0	0	0	1	1	2	5
一般農業法人	1	1	1	1	1	1	1	1
計	7	8	10	11	11	12	16	21

(資料：農政企画課調べ)

認定農業者
認定審査会



イ. 新規就農者の確保・育成

農業後継者をはじめ、異業種等からの新規参入者が就農しやすい環境整備として、就農前後における栽培技術や、経営手法等の習得を目的とした、研修体系の整備充実が不可欠である。そのために、研修の受入経営体の育成や、受入の斡旋並びに就農後定着までの支援、先進地研修に伴う経費の軽減など、環境整備事業等を展開し、新規就農者の確保、育成を行う。

■新規就農の推移と目標

単位：人

区分	形態	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H27	H32
後継者	学卒就農	7	3	5	5	4	3	4	4
	離職就農	4	3	7	5	7	5	4	4
新規参入	新規就農	0	0	0	0	0	0	2	2
	退職後就農	0	0	0	1	1	1	3	4
計		11	6	12	11	12	9	13	14

(資料：農政企画課調べ)

ウ. 女性農業者や高齢農業者の活動支援

女性が農業経営に参画し、主体的な取り組みが出来る体制を構築するため、家族経営協定を推進するとともに、女性の持つ能力を充分発揮できる体制や組織作りの支援を行う。

農業従事者は年々高齢化しており、生涯現役で農業に従事できる環境整備が必要になってきており、長年の経験と技術を活かせる施策と支援を行う。



女性農業者による朝市直売

エ. 営農支援組織の育成強化

農業従事者の高齢化や担い手の規模拡大等が進む中において、農作業の省力化や効率化が図られることにより、ゆとりある農業経営が望まれている。

このような中において、畜産におけるヘルパー組織や施設園芸のビニール張り受託組織の取り組みが行われているが、農業全体においては完全な状況でなく、今後の展開として畜産農家と耕種農家の補完結合を行う受託組織や、機械の効率化を図る受託組織の育成を行い、地域営農の支援を行う。

オ. 優良農地の確保と流動化の推進

社会情勢の変化等により、農業従事者の高齢化や減少が進行していく状況において、遊休農地並びに耕作放棄地の発生が増加しており、農用地面積は年々減少している状況にある。

そのため、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、農業経営基盤強化促進法の適正な運用を図り、優良農地の確保に努める。また、農地利用集積円滑化団体（JA）等による農地の利用調整機能を充実し、認定農業者や、農業生産法人等に農地の流動化を促進する。

■農業経営基盤強化促進法による利用権設定・所有権移転の推移と目標

		H15	H16	H17	H21	H27	H32
利用権 設定	面積 (ha)	112.4	287.1	389.3	560.0	483.0	520.0
	設定率 (%)	3.5	8.9	12.1	17.7	18.5	20.0
所有権 移転	面積 (ha)	7.2	4.3	7.0	6.0	7.0	7.0
	件数 (件)	13	22	32	35	30	30

カ. 農業農村が持つ多面的機能の維持増進

中山間地域における農業・農村については、食料生産は勿論のこと洪水防止や土砂崩壊防止、水源かん養など多面的な機能を有している。

しかしながら高齢化・過疎化等の進行により担い手農家が減少するとともに、耕作放棄地が増加し、この多面的機能の維持が困難な状況となっている。

このため、今後も農業・農村の持続的な発展を図るため、中山間地域等直接支払制度事業による集落協定締結や集落営農を推進し、集落による農地・農道・水路の適正管理等を行いながら多面的機能の維持・発展に努める。

項 目	H17	H22
中山間地域等直接支払制度の集落 協定締結面積	140,546㎡ (4集落)	148,492㎡ (4集落)

キ. 特色ある中山間地域づくりの推進

中山間地域は、平地と比べて社会的・経済的に不利な条件となっている。特に農業生産面では農地の殆どが傾斜地に点在しているとともに、小区画・不整形であることから効率的な農業生産が困難な状況となっている。

このような状況の中、笠祇地区においては「焼肉フェスティバル」、地元小学生を対象とした農作業体験など（田植えから餅つきまで）のイベントを開催するなど、地域活性化に大きく貢献しており、各地域においては、伝統的な農産加工品（菓子・漬物）の製造・販売などといった、特色ある地域づくりが行われている。また、地域活性化を目的とした農産物直売所も増加傾向にあるため、今後は、これらの取組みを行う組織をモデル地区として、育成・支援を図りながら、周辺集落への普及を目指し、中山間地域におけるむらづくりを推進していく。



小学生による水稲の収穫体験

(3) 集落営農の推進

農村集落においては、混住化の進行に加え農業従事者の高齢化や、担い手が少なくなってきたおり、耕作放棄地の発生や、農地の遊休化が見られるようになってきている。

このような状況を解消するため、担い手を中心とした集落営農組織を育成し、農地の有効利用と多面的機能の発揮を行う。また、水田地帯の集落については、現状では水稻を中心として営農しているが、将来においては水稻に代わる品目、裏作品目の導入の検討を行い、集落営農組織を育成・土地利用型の農業への展開を行う。

これらの集落営農組織や、大規模な家族経営農家については、将来的には法人化への誘導を行い、新規就農者の育成や、雇用の創出等により農村集落の活性化を行う。

集落営農組織としては、現在北方地区の3地域を、農用地利用改善団体（みのさき、あさばた、北方地区）として認定を行い、活動が行われているが、集落営農の実現には、地域内のリーダーの存在や、努力が最も重要となる。それぞれの集落の状況において、今後の集落のあり方や、各集落における担い手の明確化、共同利用機械導入など、十分な協議が不可欠であり、団体の立ち上げまでに相当時間も要するため、市内全域への波及には至っていない状況にある。

しかしながら、集落営農組織や受託組織の育成は、今後の本市の農業振興において重要であることから、これらの3団体をモデル地区として、今後もJA等各関係機関・団体と連携を図りながら支援していくとともに、全集落において集落営農の推進を図ることとし、集落座談会等を重ね、育成支援を行う。また、農地利用集積円滑化事業を活用し、各種制度事業を有効に活用しながら、効率的な農地の利用調整を行い、認定農業者等の担い手農家及び集落営農組織に対し、農地の集積を図る。

■集落営農の現状と目標

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H27	H32
特定農業法人	0	0	0	0	1	1	2	5
任意集落営農	0	0	3	3	3	3	10	20
計	0	0	3	3	4	4	12	25

(資料：農政企画課調べ)

農用地利用改善団体
総会



(4) 環境にやさしい農業の促進

ア. 「安全・安心」な農畜産物づくり

本市の農畜産物については、県内でもいち早く、「減農薬・減化学肥料」栽培に取り組み、特徴ある商品づくりが行われてきたところである。近年の消費者の食に対する関心の高まりや、嗜好の多様化等により、これらに対応した農畜産物の生産を行う必要があるため、耕畜連携強化により、堆肥を中心とした土づくりや、フェロモンを使った防除予察、天敵等を活用した防除体系を確立し、トレーサビリティシステムの確立により、消費者が安心して購入できる農畜産物の産地づくりを展開する。また、農薬選定や散布方法の見直しにより、ドリフト等による被害を未然に防止し、ポジティブリスト制度を遵守し、食の安全への取り組みを強化する。

イ. 環境保全型農業の推進

国民の環境問題に対する関心が高まる中、農業生産活動においても環境に配慮した取組が求められている。

このような状況の中において、県では土壤健全化運動(ODD運動)や、エコファーマーの認定による取組が推進され、本市においても、野菜生産を中心に取組が行われているため、今後もこれらを推進するとともに、堆肥を活用した土づくりを行い、環境保全型農業を確立する。



エコファーマー認定マーク

ウ. 農業用廃棄物の適正処理の推進

近年、環境保全や、資源の有効利用などに関する社会的関心が高まり、農業においても環境に配慮した取組みが必須となっている。

そのため本市は、いち早く昭和58年に、JA・販売業者・行政等で構成する、串間市農業用廃プラスチック適正処理対策推進議会を設立し、適正処理の普及活動や、デポジット制度の導入により、その回収に努めてきた。現在、各JAにおいて取組がなされているところであり、今後もこのような取組みを維持するとともに、環境に配慮した資材の導入も行いながら、環境保全型農業を推進していく。また、家畜排泄物については、平成11年に制定された「家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、堆肥舎・大型堆肥センターを導入し、適正処理を行っている。今後もこれらの施設を活用した取組を推進していく。

(5) 地域特産物の開発（産地づくり）

<現状と課題>

産地づくりについては、主要農産物の産地づくり、環境保全型農業・地産地消・農業用廃棄物の適正処理に努め、「安全・安心」な農産物づくりを目指してきており、食用甘藷をはじめ、数多くの農産物の栽培が盛んに行われている。また、出荷・流通体制の一元化に向けた取り組みについても、各ＪＡで集出荷場の整備が進んでおり、施設園芸については、契約栽培も定着しつつある状況にある。

しかしながら、長引く不況の煽りを受け、価格低迷等が続く状況に加え、近年の天候不順や、燃油・資材等の経営コストの高騰から、生産農家の経営を圧迫している状況にある。また、土地利用型の露地野菜等においては、今後も高齢化や後継者不足等から、現状の産地や、栽培面積を維持していくためには、１戸当たりの栽培面積の拡大が不可欠となるため、新たな作業体系の確立や、集出荷体制の見直しにより、作業労力の低減等を図る必要がある。

このような状況の中において、ＴＰＰ参加問題など、農業情勢は不安定な要素が多いが、今後も、本市特有の気象条件等を活かした、産地づくりを行うとともに、消費者志向に対応した産地づくりを行いながら、新規作目の導入を始め、６次産業化等の新たな取組を行い、農家所得の向上・確保対策に取り組み、農家経営の安定を図る。

<施策の展開>

ア. 主要農産物の産地づくり

ａ. 水 稲

県内でも一番早い早期水稲地帯である本市においては、他産地の米の端境期に出荷できることから、価格面においても優位性を持った販売が可能であり、米が水田農業の主幹作物として位置づけられている。今後も米を基本とした水田農業の展開を図るが、米を取り巻く環境は、全国的には生産過剰の傾向にあり、年々消費が減少する中で米価は下落し、大変厳しい状況にある。

産地の維持発展のためには、引き続き、国の生産調整による目標数量の達成と制度事業の活用を図り、消費者志向に対応した安全で安心な米作りのため、トレーサビリティ体制の強化を行う必要がある。

今後は、「商品価値の高い売れる米作り」を基本に、食味・品質向上対策を行うとともに、担い手や集落営農組織、生産組織の育成に努め、さらなる低コスト化を図る。

ｂ. 普通作物

近年、輸入農産物の増加や産地間競争が激化する中において、安定した農家所得を維持するためには、早期水稲後の二毛作や、田畑の耕作放棄地を有効利用できる新しい品目の導入や、販路拡大が必要となっている。

そこで、農業者戸別所得補償制度や中山間直接支払制度等の事業を活用しつつ、そば・大豆・なたねといった戦略作物等の普及をすることが急務となっている。しかしながらこれらの品目は本市において収穫期の降雨や台風といった自然災害等の影響を受けやすく、価格の変動も大きいことや、販路の確立が出来ていない等の理由から、面積の拡大には至っていない。

そのため、今後は本市にあったそば・大豆・なたね等の戦略作物導入を視野にいたし、先進地への調査を行い、地域性やオリジナル性、加工施設との連携により高付加価値が期待できる作物の導入と販路の拡大、また、集落営農の組織化や受託組織の育成、農地地図

情報システムの活用により関係機関と情報の共有化を図りながら担い手、集落営農組織への農地の流動化を推進し、田畑の有効活用を図る。

JA くるめ
大豆乾燥施設視察



c. 施設野菜

本市においては、温暖な気象的条件を活かしてキュウリ、ピーマン等の施設野菜の生産が行われている。さらに消費者志向に対応した生産を行う必要があるため減農薬・減化学肥料栽培を推進し、微生物農薬の活用及び防虫ネット等による取組を強化する。また、品質・収量の向上を目的とした、災害に強い低コスト耐候性ハウスの導入や省エネルギー対策を支援する。新たな栽培技術の確立を図りながら、引き続き農業後継者・新規就農者・Uターン就農希望者の育成に努める。また、スナップエンドウ等の新品目にも着目し、簡易ハウス等の安価な設備投資による取組みも推進し、所得向上と産地の維持発展を図る。

d. 露地野菜

本市の基幹作物である「食用甘藷」は、農業従事者の高齢化と担い手不足等に伴い栽培面積が減少している。

このような状況の中において、食用甘藷の銘柄産地の維持発展を図るためには、消費者志向に対応した安全・安心な生産を行うための、トレーサビリティ体制の強化や、堆肥を活用した土づくり、品質・収量対策として優良系統を選抜し更新を行う。また、労働力を確保するため、担い手の育成や、営農支援センター等の設立も視野に入れ、土地利用集積の推進や、省力機械の導入を推進し、今後も周年出荷体制を行い、栽培面積の維持・安定供給を継続していく。

「ごぼう」は、消費者ニーズに対応した販売体制を確立し、産地を形成してきているが、他産地との競合が厳しくなる中、有利販売の展開を図るため、市場のニーズに対応した、周年出荷体制と、品質保持対策の確立を図る。また、省力機械等の導入を推進し、更なる栽培面積の拡大と産地化を目指す。

「オクラ」は、反当りの収益性が高く、生産コストも他の作物に比べ低く、軽量作物でもあることから、高齢農業者の労力軽減にも繋がり、産地が形成されてきた。

近年、担い手農家の減少により、産地維持が難しい状況にあることから、産地維持に向けた取り組みとして、持続可能な農業経営の受け皿的役割を担う品目として、重量作物等からの転換を推進していく。

「スイートコーン」は、栽培技術の確立により、安定した生産出荷体制が図られ産地が形成されてきた。収穫期間が短く二毛作が可能であるため、年内に収穫可能な品目の導入を行い、農業経営の向上に向けた取組を図る。

その他、露地野菜としては、今後、需要が高まりつつある加工野菜（ニンジン・ハウレンソ

ウなど)、業務用野菜等、新品目の導入を推進する。また、将来は畑地の水利活用も視野に入れ、湛水防除等による品質収量アップによる所得向上、契約取引による新たな販路拡大・新たな産地の形成に向け、農業経営の安定化を図る。

e. 花き

本市の花き生産においては、農家数は少ないものの、多品目の栽培が行われている。個々の農家の生産意欲や栽培技術は県内でも上位であり、既存品目それぞれの特性を活かしながら、消費者ニーズに応じた花き栽培を行っており、産地化へ向けたモデル的な役割を担っている。今後も冬期温暖多照な気象条件、地域の特長を活かしながら新たな花き産地育成に向けた支援を図る。

f. 施設果樹

本市の施設栽培については、きんかんを中心に、マンゴー、日向夏等が栽培されているが、嗜好性が高い品目であるため、景気や消費動向の影響を受けやすい傾向にある。

このような中で、高品質果実の安定生産を図るため、低コスト耐候性ハウスの導入及び先進的加温システムへの移行の推進、また、自動開閉装置等の導入により、安定生産と更なる省力化を図る。また、将来の方向性を明確にした品種構成に重点をおき、中晩柑類の有望品種「不知火、せとか」等の導入と、亜熱帯果樹の新品目として期待される「ライチ・インドナツメ」等の検討を行い、他産地に負けない競争力のある産地として、農家所得の向上と産地の維持発展を図る。



ライチの栽培風景



インドナツメの栽培風景

g. 露地果樹

本市の露地栽培については、きんかん、極早生温州みかん、ポンカン等の栽培が盛んに行われているが、高齢化による担い手不足及び、消費者ニーズの多様化等の影響を受けている。

そのため、有利販売の展開として、他産地との差別化が期待できる根域制限栽培・マルチ栽培の推進や、国の改植事業を活用し、優良品目・品種への転換を図る。また、省力化を図るために、機械の導入及び間伐等による園内道の整備を推進し、消費者ニーズに応じた売れる果実の生産と競争力のある産地の構築を図る。

h. 葉たばこ

本市の葉たばこは、産地確立を目的として、平成12・13年度に共同乾燥場の整備を行ったことで、生産者の過剰投資抑制と労力軽減が図られた。更に面積拡大による所得向上、経営移譲による若い経営者への代替わりや農業後継者の就農するなどにより、優良産地として形成されてきた。

しかしながら、葉たばこを取り巻く情勢は厳しく、喫煙規制の強化・たばこ税増税などによる国産葉たばこの消費の減退が進んでおり、また需給調整による廃作募集が打ち出される等、産地の維持が懸念されている。

そのため、産地維持に向けた取り組みとして、更なる品質向上に向けた検討、省力化機械等の導入により所得向上を図る。

i. 茶

本市の茶業は、恵まれた自然条件を生かした栽培により、県内でも有数の産地となっている。

しかしながら、近年の消費減退による価格低迷、茶園の老木化及び加工場の老朽化、気象災害等の影響により、農家経営と産地の維持が懸念されている。

そのため、国の改植事業を活用し優良品種への転換、降灰被害を防止するための洗浄機械や加工施設等の共同性を重視したコスト削減の取組を支援し、農家の所得向上を目指す。

今後は、畑かん整備も視野に入れ、スプリンクラーによる確実な防霜対策に加え、かん水や土づくりの肥培管理を徹底し減農薬栽培を目指し、高品質・収量の安定確保を行い、優良産地としての維持・発展を図る。

イ. 畜産の振興

本市の畜産業は、農業の基幹部門として大きなウェイトを占めているが、畜産従事者の高齢化が進み、農家戸数は減少傾向にある。しかしながら、肉用牛については後継者の確保された農家の増頭により、全体の規模は維持されている。

このような中、家畜の能力向上や農家の飼養管理技術の向上、自給飼料確保のための生産を行う組織の育成を図るとともに、環境保全に努めるため、家畜排せつ物の適正管理を行い、良質たい肥を利用した飼料生産等による循環型農業を確立させ、総合的な畜産振興を図る。

a. 肉用牛

肉用牛については、県内全域での「宮崎牛」銘柄確立の強化の取組みはもとより、本市においても、優秀な肥育素牛生産のため、母牛群の改良を積極的に図る必要がある。この施策として、制度事業の活用をはじめ、市単独事業である繁殖雌牛導入資金貸付事業の実施や、適正な飼養規模の拡大の推進、飼養管理技術の向上並びに受精卵移植等の新生産技術を活用していく。また、肉用牛飼養農家の経営改善のため、肉用牛ヘルパー組合の組織強化を図るとともに、後継者の確保された農家の規模拡大を推進し、飼養頭数の維持を図る。

b. 肥育牛

肥育牛については、管内において生産から肥育までの、一貫経営体制の強化を図るために、多頭飼養繁殖農家を中心に、一貫経営農家の育成を行っていく。また安全・安心な畜産物を供給するにあたり、輸入飼料に依存しない、国産飼料利用の増進を図っていく。

c. 養豚

養豚については、経営の安定化のため、優良種豚の導入及び繁殖豚の更新を促進し、より一層の生産性の向上と、肉豚の安定的な供給体制の強化、肉質等の品質向上を図っていく。

d. 酪農

酪農については、計画的生産を推進し、乳質改善に努める。また、受精卵移植等の、新生産技術の導入等により、経営の安定化を図るとともに、牛群検定による高能力牛群の整備、性判別技術等の、受精卵技術を活用した、牛群改良と優良後継牛の選抜を行う。更に、魅力ある酪農経営を実現するため、酪農ヘルパー組合の組織強化を行い、定休型酪農経営の展開を図り、飼料自給率の向上とコスト低減のため、飼料作付面積の拡大を推進する。

e. 養鶏

家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの感染防止のため、鶏舎の消毒等の伝染病防止対策を徹底する。

f. 防疫体制の強化

「安全・安心」な農畜産物の供給体制を確立する必要性から、家畜伝染病である「口蹄疫」、「高病原性鳥インフルエンザ」に対する防疫体制強化のため、肉用牛、酪農、養鶏、養豚農家へ消毒等の徹底を行い、発生した場合の初動防疫を「串間市家畜伝染病対策行動防疫マニュアル」に基づき、適切かつ迅速に行うため、国・県をはじめとした関係団体との連携を強化する。また、家畜伝染病予防法の改正に基づき、飼養衛生管理基準の遵守指導と埋却地の確保に努める。



口蹄疫防疫演習風景



口蹄疫机上訓練

ウ. 地域別産地づくり

a. 福島地区

福島地区における農業は、福島川西岸並びに善田川沿いに広がる水田を中心として、早期水稲、肉用牛、食用甘藷、ごぼう等の露地野菜の複合経営を中心とした農業が展開されており、特に、肉用牛については、多頭経営での専門化が進んでいる。他の地区に比べ、多くの兼業農家が存在する地域である。

農地基盤については、旧耕地整理における小区画の水田が殆どであり、農地については、広域農道周辺の畑地が最も大きな団地で、山間部に小規模の団地が点在し、ともに未改良の基盤となっていることで、近年の農業機械の大型化に伴い、利便性の低い狭小農地については、遊休化の傾向が日増しに強くなってきている。

このような状況の中で、本地区における振興策は、集落営農等の推進はもとより、水田を中心に多彩な農業経営が展開されていることから、国の食料自給政策に対応できる、水田の高度利用を推進するとともに、食用甘藷・ごぼうに次ぐ作物としてスイートコーンが定着化しており、その裏作並びに水稲裏作として、今後、需要が高くなるとされるインゲン等の加工用野菜の導入を推進する。また、農地が狭く利便性が低いことから、地区基盤である水田農業を持続するために、集落営農等を視野にいれた、再区画整備事業を行う。

農用地利用改善団体等の、地域レベルでの農地利活用の推進や、ため池の浚渫、老朽化に伴う整備を推進する。更には、近年問題となっている、水稲と自給粗飼料対策における、飼料用稲の病害虫防除において、生産者の協議の場を設け、米の品質向上と自給粗飼料対策の両面から、農地利用調整を図る。

b. 北方地区

北方地区における農業は、福島川東岸、秋山川流域に広がる水田を中心として、早期水稲、肉用牛、施設園芸、食用甘藷、ごぼう等の水田と露地野菜の複合経営、本市の水田農業の中心地帯となっている。

山間部の丘陵地帯並びに畑地帯においては、肉用牛を中心に多様な畜産経営、更には、特用作物である茶の栽培など、多彩な農業を展開している地域である。

農業者においては、福島地区と同様に、水田営農を主体とした、複合経営を行っており、畑地帯での露地野菜や、畜産においても専門化が図られていることから、担い手の確保については、減少はあるものの比較的安定している。また、食用甘藷・ごぼうに次ぐ作物としてスイートコーンが定着化しており、その裏作並びに水稲裏作として、今後、需要が高くなるとされるインゲン等の加工用野菜の導入を推進する。

近年問題となっている、水稲と自給粗飼料対策における、飼料用稲の病害虫防除において、農用地利用改善団体等を中心に、生産者の協議の場を設け、米の品質向上と、自給粗飼料対策の両面から、農地利用調整を図る。

農地基盤については、北方土地改良区を中心に、大規模な水田営農が展開されており、畑地についても、本市でも比較的整備が進んでいる地域であるが、山間部の畑地帯においては現在、農地保全事業等に取組み農道、用排水路の整備が進められ、渇水対策としてため池の浚渫や老朽化に伴う整備の推進を引き続き行う。

このような状況の中で、本地区における振興策は、これまでに設立された農用地利用改善団体の活性化を促し、集落営農組織等の設立を推進することで、国の食料自給政策に対応できる水田の高度利用を推進すると共に、土地利用型農業を推進する。

c.大東地区

大東地区においては、大東原・三幸ヶ野・奈留団地の畑作を中心に、食用甘藷を基幹作物として、肉用牛、茶、酪農といった、本市で最も土地利用型農業の確立した地域である。

農業者においては、基幹作物の食用甘藷が安定した経営を持続しており、他の地域に比べ、比較的認定農業者や後継者が確保されている。しかしながら、食用甘藷は重量野菜であり、経営規模が大きいことから、労働力不足が深刻化しており、経営の継続が危ぶまれるため、組織的な支援で取り組む体制を整備して行く。

農地基盤については、本市で最も畑地基盤の整備率が高い地域であるが、食用甘藷の連作障害における対策を重要課題として、土壌改良の技術導入に重点を置く。また、将来に向けて土地利用型農業を継続していくためには、共同施設等の整備による省力化や、効率的な栽培体型の推進はもとより、農地に多面的機能を付加させることで、あらゆる作付体系を可能とする、小水力発電を利用した畑地かんがい整備の推進を行い、国の食料政策や、産地間競争に対応した大規模経営・法人化等を推進し、生産基盤の充実に取り組む。

d.本城地区

本城地区は、早期水稻を中心に施設園芸、肉用牛、ごぼう等の複合経営が行われており、経営耕地の8割以上が水田営農に依存している地域である。

農業者においては、水稻を主体とした大規模経営も多く存在していたが、少子・高齢化による担い手の減少及び兼業農家の減少が進行している。

農地基盤については、千野川流域に近代的な基盤整備が行われているが、その他河川流域の殆どの地域や、海岸部の小区画の水田は整備が行われていないことから、区画整備を推進し、畑地帯においては農地保全整備事業を活用し、災害に強い農地の確保及び耕作放棄地の未然防止に努めている。また、千野川流域における、渇水期における、水不足の問題が生じており、大規模な団地を賄う水源を十分に確保できないことから、その対策を行っている。

このような状況の中において、当該地域が水稻を主体としてきたことから、水田の高度利用は必須であり、多頭経営化している肉用牛経営の自給粗飼料対策に向けた生産組織も含め、福島・北方地区と同様に、国の食料自給政策に対応できる水田の土地利用型農業を推進する。

e.都井地区

都井地区は、早期水稻を中心に施設園芸（野菜・果樹・花き）、露地果樹等を主体とした複合経営が行われており、経営耕地は、畑地が極めて少なく、8割以上を水田営農に依存している地域である。

農業者においては、施設園芸部門の担い手が中核を担っており、今後も後継者並びに新規就農者の確保を図るため、既存施設の老朽化による更新及び露地作物から施設園芸への転換など、施設型農業の推進に重点を置く。

農地基盤については、沿海部に水田の広がりはあるものの、旧耕地整理での整備であり、大規模団地が少ないことから、土地利用型農業における設備投資が困難な地域である。

このことから、既存営農の中核的形態である施設園芸を推進し、土地利用型として水田の活用に向けた、ごぼう等の複合経営の推進を図る。

f.市木地区

市木地区は、本市でも特に温暖多照な気候を有しており、早期水稻を中心にオクラ、ごぼう、露地果樹等の複合経営が行われており、経営耕地の8割以上を水田営農に依存している地域で

ある。

農業者においては、高齢化率が本市で最も高く、担い手並びに後継者の確保が非常に困難な現状であり、これまでに確立したオクラ・ごぼうの産地を維持するためにも、担い手不足に対応できる、集落営農等の設立及び新規就農者の確保を図る必要がある。

農地基盤については、構造改善事業等による基盤が整備された地域はあるものの、未だ未整備の地区が多く、水田農業を確立するためには大きな課題となっている。現在、樹園地や畑地の急傾斜地においては農地保全整備事業を活用し、災害に強い農地の確保及び耕作放棄地の未然防止に努めているが、高齢化や担い手不足等に伴い、農地の遊休化が加速的に進行している。

このような状況の中において、農村環境における活性化を必要とすることから、本地区の風光明媚な環境と、温暖多照な気候を活かし、地域農業者等と協働して、都市と農村交流における農業振興と、定住化の促進を併せ持つ事業を行い、併せて、農業への就業促進を図る。また、米の品質向上において、オクラとの防除関係により、空中散布等の病害虫防除の活用が遅れていることから、農地利用改善団体の設立による農地利用調整を推進し、ブロックローテーション及び飼料用稲を緩衝帯とした利用調整を行い、米の品質向上・農薬ドリフトの低減を図る。更に、高齢農業者の経営維持のために、農業支援サービス（農作業受託・軒先出荷）の確立を図る。

（６）有害鳥獣対策

有害鳥獣による農作物の被害は年々増加傾向にあり、特に野猿による被害は、都井地区・本城地区・市木地区から、大東地区にまで拡大しており、柑橘類や甘藷などに甚大な被害をおよぼしている。

猪については、市内全域で水稻・甘藷などに大きな被害がある。このことから、鳥獣の生息状況および被害状況の把握に努めるとともに、生産者等の無意識の「餌付け」等の防止に努め、地域農業者・集落住民・JA 等関係団体と協働した集落全体で取り組む被害防止対策を推進する。

（７）流通体制の充実

近年、グローバル化の進展に伴うヒト・モノ等が大規模かつ活発に移動するボーダレス化が急速に進んでいることから、食の安全と環境への負荷低減に対応した合理的な物流体制の構築を図る必要がある。しかし、本市は消費地から遠隔地であるため、大きなハンディを背負っている。そこで、既存の流通ルートの一層の充実に加え、東アジアをターゲットとした輸出に対応できる環境作りに努める。また、市内における消費拡大の推進も行い、地産地消のPR 等多面的な取組を促進する。



串間産新米を保育園へ贈呈



宮崎産牛乳のPR活動

(8) 都市と農山漁村との交流の促進

本市は、天然記念物である幸島の文化猿、都井岬の野生馬などの貴重な生物が生存し、石波海岸樹林やソテツ自生地、赤池溪谷など風光明媚な観光資源を有している。また、都市にはない貴重な伝統芸能・文化も存在するため、これらの資源を含めた観光と農業との連携により、農作業体験などを含めた自然・歴史・文化・人々とふれあう体験型観光の拡充に努め、都市住民や消費者との交流の促進、観光との連携、農地、林地の有効活用の視点に立ち、民間団体等が行う農山漁村体験等の取り組みを推進する。

(9) 6次産業化等の新たな取組みの推進

本市には、多数の農畜産物が生産され、宮崎ブランドとして消費地に供給されている物から、消費者に流通せず自家消費するために生産され、加工品として自給されている物が数多くあるため、今後は農家所得向上のため、串間の気象条件にあった作物の導入及び高付加価値農畜産物等の導入生産も含め、農畜産物の生産・加工・販売の一本化や地域資源を活用した新たな産業の創出及び地域農業の活性化を図るため6次産業化を推進する。



6次産業意見交換会